

重要事項説明書

(医療保険)

訪問看護ステーション アイル

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を説明いたします。わからぬことや詳しく知りたいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は「指定訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 12 年厚生労働省令 80 号）第 5 条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約（以下「本契約」といいます）締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社 茉莉花
代表者氏名	代表社員 宮邊 孝介 管理者 酒井 富貴子
本社所在地	熊本市西区小島 9 丁目 8 番 3 号 電話番号：096-283-3003 FAX：096-283-3004
法人設立年月日	令和 6 年 11 月 29 日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

（1） 事業所の所在地

事業所名称	訪問看護ステーション アイル
介護保険指定事業所番号	熊本市指定 4360192597
事業所所在地	熊本市南区田井島 1 丁目 6-23 センチュリー21 303 号
連絡先 相談担当者名	電話番号：096-283-3003 FAX：096-283-3004 酒井 富貴子
事業所の通常の事業の実施地域	熊本市全域・上益城郡一部・下益城郡一部・宇土市・宇城市

（2） 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者に対し、その主治医から交付された文書による指示及び訪問看護計画書に基づき、その心身機能の維持・回復を行うことを目的といたします。
運営の方針	可能な限りその住居において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復及び生活機能の維持または向上を目指すものといたします。

（3） 事業所窓口の営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※国民の休日に関する法律に規定する休日、 及び 12 月 31 日～1 月 3 日を除く
営業時間	9：00～18：00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日（祝日を含む）
サービス提供時間	9:00～18:00 ※ただし、日曜日・祝日に関してはこの限りではない

(5) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	<p>1 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</p> <p>2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</p> <p>3 従業員に、法令の規定を順守させるために必要な指揮命令を行います。</p>	常勤1名 (看護師兼務)
看護師等のうち主として計画作成に従事する者	<p>1 指定訪問看護の提供開始に際し、主治医から文書による市維持を受けると共に、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医と密接な連携を図ります。</p> <p>2 主治医の指示に基づく訪問看護計画書の作成を行うとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。</p> <p>3 利用者へ訪問看護計画書を交付します。</p> <p>4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。</p> <p>5 利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいように指導または説明を行います。</p> <p>6 常に利用者の病状、心身の状況及びそのおかれている環境の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し適切な指導を行います。</p> <p>7 必要に応じて担当者会議への出席等により、相談支援専門員・福祉サービスの提供者及び保健医療サービスとの連携を図ります。</p> <p>8 訪問日、提供した看護内容等を記録した訪問看護報告書を作成します。</p>	3名以上 (うち1名管理者兼務)
看護師等	<p>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。</p> <p>2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護記録を作成します。</p> <p>3 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであるとともに、主治医の指示のもと看護職員の代わりに訪問します。</p>	3名以上 (うち1名管理者兼務)
事務職員	<p>1 必要に応じて請求事務及び、通信連絡事務等を行います。</p>	非常勤 1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ①日常生活の維持/生活技能の獲得・拡大 ②対人関係の維持・構築 ③家族関係の調整 ④病状の悪化や増悪を防ぐ ⑤身体症状の発症や進行を防ぐ ⑥ケアの連携 ⑦社会資源の活用 ⑧利用者のエンパワーメント ⑨療養生活や介護方法の指導 ⑩褥瘡の予防、処置 ⑪リハビリテーション ⑫カテーテル等の管理 ⑬その他医師の指示による医療処置

(2) 看護師等の禁止行為

看護師等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 利用回数について

原則として、1日1回とし、週3回まで保険適応となっています(主治医からの特別な指示は、この限りではありません)。1回の訪問時間は、原則30分となっていますが、病状等により1時間30分未満とさせていただきます。主治医の指示により、30分未満の指定訪問看護を行うことがあります。

※病状の悪化に対して、主治医との連携を図り、主治医の指示のもと適宜応じるものといたします。

(4) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(医療保険を適用する場合)について

①利用料金について

後期高齢者医療受給者の場合:保険の負担割合分

各種健康保険法の対象者の場合:保険の負担割合

別表第 1 の定めによる。

②各種加算に関わる費用

別表第 2 の定めによる。

③その他の利用料

電気 ガス、水道等の光熱費、おむつ等は実費で利用者様のご負担となります。

交通費、キャンセル料につきましては請求致しません。

別表第 1

【精神科訪問看護基本療養費 I】▶精神

訪問看護を実施する職種	週 3 回まで (1 日)	週 4 日以降 (1 日)
保健師、看護師、作業療法士による場合	30 分以上 5,550 円	30 分以上 6,550 円
	30 分未満 4,250 円	30 分未満 5,100 円
准看護師による場合	30 分以上 5,050 円	30 分以上 6,050 円
	30 分未満 3,870 円	30 分未満 4,720 円

【精神科訪問看護基本療養費 III(1 日つき)同一建物居住者】▶精神

訪問看護を実施する職種	同日に同一 住居訪問	週 3 回まで (1 日)	週 4 日目以降 (1 日)
保健師、看護師、作業 療法士による場合	利用者様 2 人	30 分以上 5,550 円	30 分以上 6,550 円
		30 分未満 4,250 円	30 分未満 5,100 円
	利用者様 3 人以上	30 分以上 2,780 円	30 分以上 3,280 円
		30 分未満 2,130 円	30 分未満 2,550 円
准看護師による場合	利用者様 2 人	30 分以上 5,050 円	30 分以上 6,050 円
		30 分未満 3,870 円	30 分未満 4,720 円
	利用者様 3 人以上	30 分以上 2,530 円	30 分以上 3,030 円
		30 分未満 1,940 円	30 分未満 2,360 円

【精神科訪問看護基本療養費IV】▶精神

入院中に在宅療養に備えて一時的に外泊を際、精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき算定いたします。

※厚生労働大臣が定める者（特掲診療科・別表第7・8）	入院中2回まで 8,500円
その他の在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要であると認められた者	入院中1回まで 8,500円

厚生労働大臣が定める者(特掲診療科・別表第7・8)

別表7

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳性変性症、プリオントン病、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患、多系統萎縮症、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

別表8

1. 在宅麻酔等注射指導管理、在宅腫瘍科学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
2. 以下のいずれかを受けている状態にある者
在宅自己腹膜灌流指導加算、在宅血液透析指導管理加算、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理
3. 人工肛門または人口膀胱を増設している状態にある者
4. 真皮を超える褥瘡の状態にある者
5. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

【医療観察訪問看護基本料I】▶医療観察

訪問看護を実施する職種	週3回まで（1日）	週4日以降（1日）
保健師、看護師、作業療法士による場合	30分以上 5,550円 30分未満 4,250円	30分以上 6,550円 30分未満 5,100円

【医療観察訪問看護基本料III(1日つき)同一建物居住者】▶医療観察

訪問看護を実施する職種	同日に同一 住居訪問	週3回まで（1日）	週4日目以降（1日）
保健師、看護師、作業療法士による場合	利用者様 2人	30分以上 5,550円 30分未満 4,250円	30分以上 6,550円 30分未満 5,100円
	利用者様 3人以上	30分以上 2,780円 30分未満 2,130円	30分以上 3,280円 30分未満 2,550円

【訪問看護基本療養費 I】▶医療一般

訪問看護を実施する職種	週 3 回まで (1 日)	週 4 日目以降 (1 日)
保健師、看護師による場合	5,550 円	6,550 円
作業療法士による場合	5,550 円	5,550 円
准看護師による場合	5,050 円	6,050 円

【訪問看護基本療養費 II(1 日つき)同一建物居住者】▶医療一般

訪問看護を実施する職種	同日に同一 住居訪問	週 3 回まで (1 日)	週 4 日目以降 (1 日)
保健師、看護師による場合	利用者様 2 人	5,550 円	6,550 円
	利用者様 3 人以上	2,780 円	3,280 円
作業療法士による場合	利用者様 2 人	5,550 円	5,550 円
	利用者様 3 人以上	2,780 円	2,780 円
准看護師による場合	利用者様 2 人	5,050 円	6,050 円
	利用者様 3 人以上	2,530 円	3,030 円

【訪問看護管理療養費】▶精神 ▶医療一般

精神科訪問看護計画書又は訪問看護計画書・報告書を主治医に提出し、計画的な管理を継続して行います。また、当ステーションは安全管理体制を整備しています。

また、災害等が発生した場合においても、指定訪問看護の提供を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させ、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施できるよう業務継続計画を策定し必要な措置を講じています。

月の初日	7,670 円
月 2 日目以降	1 日につき 2,500 円または 3,000 円

事業所の届出の状況により、月 2 日以降の訪問看護管理療養費が 2,500 円または 3,000 円になります。

【医療観察訪問看護管理料】▶医療観察

精神科訪問看護計画書または訪問看護計画書・報告書を主治医に提出し、計画的な 管理を継続して行います。また当ステーションは安全管理体制を整備しています。

また、災害等が発生した場合においても、指定訪問看護の提供を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させ、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施できるよう業務継続計画を策定し必要な措置を講じています。

月の初日	7,670 円
月 2 日目以降	1 日につき 3,000 円

【訪問看護情報提供療養費】▶精神 ▶医療一般

市町村等実施する保健福祉サービスとの連携を強化し、総合的な在宅療養を推進するために行います。

訪問看護情報提供書	訪問看護情報提供療養費 I ※1	1,500 円/月 1 回
	訪問看護情報提供療養費 II ※2	1,500 円/各学年 1 回
	訪問看護情報提供療養費 III ※3	1,500 円/月 1 回

- ※1 市町村、都道府県、指定特定相談支援事業所、視程障害児相談支援事業所の求めに応じて情報提供した場合。
- ※2 保育園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所寧保育事業を行う者、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校へ入学時・転学時等により初めて在籍することとなる利用者について、当該義務教育諸学校、特別支援学校からの求めに応じて情報を提供した場合。
- ※3 保険医療機関、介護老人保健施設または介護医療院に入院し、または入所する利用者について情報提供をした場合。

別表第 2

【訪問看護医療 DX 情報活用加算】▶精神 ▶医療一般

地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、健康保険法第 3 条 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得したうえで指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、月に 1 回に限り算定します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円/月
------------------	--------

【訪問看護ベースアップ評価量(1)】▶精神 ▶医療一般

地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合に、訪問看護ベースアップ評価料として月に 1 回に限り算定します。

訪問看護ベースアップ評価料 (1)	780 円/月
-------------------	---------

【長時間訪問看護加算】▶精神▶医療一般

長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の指定訪問看護の時間が90分を超えた場合は、週1回(15歳未満の超重症児、準超重症児、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者:特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる利用者については週3回)に限り算定します。

なお、長時間の訪問を要する利用者は次のように定められています。

- (1)15歳未満の超重症児又は準超重症児
- (2)厚生労働大臣が定める疾病等の利用者:特掲診療料等・別表第8に掲げる利用者
- (3)特別訪問看護指示書・精神科特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

長時間訪問看護加算	5,200円
-----------	--------

【夜間早朝加算】▶精神▶医療一般

利用者の求めに応じて、当該時刻に訪問看護を行った場合に算定します。訪問看護ステーションの都合により当該時刻に指定訪問看護を行った場合は算定しません。

夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	夜間（午後6時～午後10時まで）
		早朝（午前6時～午前8時まで）

【複数名訪問看護加算】▶精神▶医療観察

複数名で訪問看護を行う必要がある利用者に対して、主治医の指示に基づき、同時に複数の看護師等による訪問看護を行った場合に算定します。(30分未満の場合を除く)

主：保健師・看護師	4,500円/週3回
同行者：保健師または看護師または作業療法士と同時に訪問を行う場合	
主：保健師・看護師	3,800円/週3回
同行者：准看護師と同時に訪問看護を行う場合	
主：保健師・看護師	3,000円/週1回
同行者：看護補助者（精神保健福祉士等）と同時に訪問を行う場合	

【複数名訪問看護加算】▶医療一般

特掲診療料の施設基準等別表第7・8に掲げる疾病等の者

特別訪問看護指示書に関わる指定訪問看護を受けている者

利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者(看護

補助者に限る)

主：保健師・看護師	4,500円/週3回
同行者：保健師または看護師または作業療法士と同時に訪問を行う場合	
主：保健師・看護師	3,800円/週3回
同行者：准看護師と同時に訪問看護を行う場合	
主：保健師・看護師	3,000円/週1回
同行者：看護補助者（精神保健福祉士等）と同時に訪問を行う場合	

【退院時共同指導加算】▶精神▶医療一般▶医療観察

在宅での療養生活へ円滑に移行するための支援を評価するものです。医療機関に入院中(又は介護老人保健施設もしくは介護医療院に入所中)で、退院(退所)後に訪問看護を受ける予定の利用者又はその家族に対して、退院(退所)後の在宅療養についての指導を、入院(入所)先の施設の医師や看護師等と訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が共同でおこなった場合に算定します。

初日の指定訪問看護実施時に 1 回	8,000 円
※厚生労働大臣が認める疾患は、対象者 2 回まで算定できる	

【退院支援指導加算】▶精神▶医療一般▶医療観察

厚生労働大臣が定める退院支援指導を要する者に対して、退院日に看護師等(准看護師を除く)が療養上の指導を行った時に算定します。なお、退院支援指導を利用する者は次のように定められています。

- (1) 厚生労働大臣が定める疾病の利用者:特掲診療料の施設基準等・別表 7 に掲げる利用者
- (2) 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者:特掲診療料の施設基準等別表第 8 に掲げる利用者
- (3) 退院日の訪問看護が必要であると認められた者

退院日の翌日以降初日の指定訪問看護実施時	6,000 円
----------------------	---------

【在宅患者連携指導加算】▶精神▶医療一般▶医療観察

訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、利用者(又は家族等)の同意を得て訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と、月 2 回以上文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った月 1 回に限り算定します。

月 1 回に限り	3,000 円
----------	---------

【在宅患者緊急時等カンファレンス加算】▶精神▶医療一般▶医療観察

利用者の状態の急変や診療方針の変更に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が参加して、共同で利用者や家族に対して指導を行った場合に、月 2 回に限り算定します。なお、カンファレンスの目的のみをもって指導者の居宅を訪問し、カンファレンスの結果の指導以外に特段の指導を行わなかった場合は、精神科訪問看護基本療養費又は訪問看護基本療養費を算定しません。

月 2 回に限り	1 回 2,000 円
----------	-------------

【乳幼児加算】▶医療一般

6 歳未満の利用者に対して、指定訪問看護を実施した場合に算定します。

1 日につき 1 回限り	1,500 円
--------------	---------

4.利用料、利用者負担額（各種健康保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方について

①利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月に利用者あてにお渡しします。
②利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	ア 訪問看護自己負担については、下記のいずれかの方法により請求月の末日までにお支払い下さい。 （ア）事業所指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの振り込み （ウ）現金支払い イ お支払いを確認しましたら、支払い方法の如何によらず領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いします（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります）。

※利用料の滞納

- (1)利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料を1ヶ月以上滞納した場合において、事業者が、利用者に対して14日間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず全額の支払いがないとき、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで利用者に対する訪問看護の全部又は一部の提供を一時停止することができます。
- (2)利用者が、事業者に対し前項の一時停止の意思表示をした後、14日間経過しても全額の支払いがないとき、事業者は、主治医の指示に基づき、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、この利用契約を解除することができます。

5.訪問する看護師等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者ご希望により、担当する訪問看護師等の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者指名 酒井 富貴子 イ 連絡先電話番号 096-283-3003 同ファックス番号 096-283-3004 ウ 受付日および受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00 ※ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、および12月31日～1月3日を除く
---	--

※訪問する看護職員は、利用者ご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。原則、訪問看護師の担当制を行っていません。

6.サービスの提供にあたって

- (1)サービスの提供に先立って、各種保険証に記載された内容(保険者番号、記号番号、交付年月日、有効期限等)を毎月確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2)主治医の指示に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (3)サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更いたします。
- (4)看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます
- (5)提供するサービスの第三者評価の実施はありません。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	酒井 富貴子
-------------	--------

- (2)成年後見制度の利用を支援します。
- (3)虐待等に係る苦情解決体制を整備しています。
- (4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5)虐待防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6)虐待の防止のための指針を整備しています。
- (7)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (8)指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行いません。
- (9)前号の身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

8.秘密の保持と個人情報の保護について

個人情報の保護と秘密の保持について	1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
	②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
	③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
	④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である機関及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
	⑤従業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報については、利用者家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いません。
	⑥事業者は、利用者及びその家族に関する個人'〔青幸印含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
	⑦事業者が管理する千青幸処については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります)。

9.緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡、救急隊、警察等に必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

10.事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービス提供時に事故が発生した場合には、速やかに家族や緊急連絡先(重要事項説明書の緊急連絡先)等に連絡をするとともに、主治医への連絡を行う若しくは受診するなど必要な措置を講じます。全国健康保険協会、後期高齢者医療広域連合又は健康保険組合等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じます。

利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 公益財団法人 日本訪問看護財団

保険名 あんしん総合保険

保障の概要 サービス利用中の事故に対し損害保険適用いたします。

11.身分証携行義務

看護師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12.心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては担当者会議等の場で、利用者的心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13.衛生管理等

- (1)看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2)指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3)感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (4)感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備しています。
- (5)感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を実施します。

14.業務継続計画の策定等

- (1)感染症に関わる業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2)感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3)感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

15.相談支援専門員等との連携

指定訪問看護の提供にあたり、相談支援専門員福祉サービス提供者及び保健医療サービスまたは福祉サービスとの連携に努めます。

16.サービス提供の記録について

事業所は、利用者に対して提供したサービス内容及びその他必要な記録を整備します。交付を希望される方は、事業所管理者までお問い合わせ下さい。なお複写物交付については、別途料金がかかります。
(1枚 10円 手数料 300円)

17.サービス提供に関する相談、苦情について

(1)苦情処理の体制及び手順

①提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】の通り）

②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りとします。

(体制)

指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、必要な措置を講じるものとします。事業所は、提供した指定訪問看護に関わる利用者からの苦情に対して、全国健康保険協会、後期高齢者医療広域連合又は健康保険組合等の調査に協力するとともに、全国健康保険協会、後期高齢者医療広域連合又は健康保険組合等から指導、又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(手順)

①利用者より連絡を受けた者が内容を確認する。

②管理者(所長: 酒井 富貴子)へ即時報告する。

③連絡を受けた管理者は、即時解決に向けて対応するものとする。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション アイル 所長:酒井 富貴子	所在地:熊本市南区田井島 1 丁目 6-23 センチュリー21 303 号 電話番号: 096-283-3003 FAX: 096-283-3004 ※受付時間:月曜日～金曜日 9:00～18:00 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び 12 月 31 日～1 月 3 日を除く
--	--

サービス地域の福祉センター(福祉事務所)窓口	
【市町村(保険者)の窓口】 熊本市役所 福祉課	所在地 熊本市中央区手取本町 1-1 電話番号 096-328-2111 受付時間 祝日・祭日・年末年始以外の 月曜日～金曜日 8:30～17:15
【市町村(保険者)の窓口】 宇土市役所 福祉課	所在地 熊本県宇土市浦田町 51 電話番号 0964-22-1111 受付時間 祝日・祭日・年末年始以外の 月曜日～金曜日 8:30～17:15
【市町村(保険者)の窓口】 宇城市役所 福祉部 社会福祉課	所在地 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地 電話番号 0964-32-1387 受付時間 祝日・祭日・年末年始以外の 月曜日～金曜日 8:30～17:15
【公的団体の窓口】 熊本県国民健康保険団体連合会	所在地 熊本県東区健軍 1 丁目 18 番 7 号 電話番号 096-214-1101 受付時間 祝日・祭日・年末年始以外の 月曜日～金曜日 9:00～17:15

18.本契約が終了する場合

本契約が終了する場合は以下のとおりとなります。

(1)本契約の終了事由

次の場合には、契約は終了します。

- ①主治医より、訪問看護終了の指示があった場合。
- ②利用者が死亡した場合。
- ③事業者または、利用者から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- ④利用者が、介護保険施設へ入所した場合。

(2)利用者の解除権

- ①利用者は、事業者に対し、いつでも本契約の解除を申し入れることができます。この場合には、14 日間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に本契約は解除されます。ただし、主治医の指示に基づき、利用者の健康生命に支障がない場合に限ります。
- ②利用者は、事業者もしくは従事者が、本契約第 8 条に定める守秘義務に違反した場合、ただちに本契約を解除することができます。
- ③利用者は、事業者もしくは従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財物・信用などを傷つけ、又は著しい不正行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合、ただちに本契約を解除することができます。

(3)事業所の解除権

- ①事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約第1条に定めるこの訪問看護利用規約の目的を達することが不可能となったとき、14日以上の予告期間をもって、この本契約を解除することができます。
- ②事業者は、利用者が本重要事項説明書第4項「利用料、利用者負担額(各種健康險を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方について※利用者の滞納」②に該当した場合、直ちに本契約を解除することができます。
- ③サービス開始時及び利用中において、利用者が次に掲げる事項に該当する場合、事情の有無にかかわらず、利用の拒否をさせていただくとともに、ただちに本契約を解除することができます。
- ア 利用者が暴力団等またはその関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合
- イ 脅迫的な言動をし、または暴力を用いた時、もしくは風説を流布し、偽計を用いて事業者の業務を妨害した時、その他これらに類する行為を行った場合。
- ウ 事業者の従事者その他の関係者に対し、暴力的要要求行為を行い、合理的範囲を超える負担を要求した場合
- ④事業者は、利用者又は利用者の家族、同居人その他の関係者が事業者の従事者、他の利用者、その他一切の関係者に対して以下の各号に定める迷惑行為を行い、事業者から相当な期間を定めて申し入れを行ったにもかかわらず、改善されない場合には、直ちに本契約を解除することができます。
- ア 殴る蹴る、あるいは刃物を向ける等の身体的な暴力行為を行った場合
- イ 危害を加える旨を告げる等の暴力的または脅迫的な言動を行った場合
- ウ 性的な行為を要求し、あるいは自らの性的な欲求を満たす行為を行った場合
- エ 過度の連絡、接触あるいは付きまとい行為等を行った場合
- オ 義務のない事を行わせ、あるいは、違法又は不当と認められる要求を行った場合
- カ その他、前各号に準じる場合

19.重要事項の説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年　月　日
説明者	

上記内容について指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)」第5条の規定に基づき、利用者に本書面を交付し説明を行いました。

事 業 所	所在地	〒862-0965 熊本市南区田井島1丁目6-23 センチュリー21 303号
	法人名	合同会社 茉莉花 印
	事業所名	訪問看護ステーション アイル
	管理者名	(所長) 酒井 富貴子 印

※法人代表者か事業所管理者に権限を委譲いたします。

訪問看護(医療保険)提供を受けるにあたって、上記の内容の説明及び本書面の交付を受け同意します。
また加算算定することにも同意します。

利用 者	住所	
	氏名	印

家族 等	住所	
	氏名	(続柄:) 印